

令和5年第7回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年7月10日（月） 午前9時30分～午前10時10分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春 2番：道園 浩二 3番：田口 昭広

4番：小島 政文 5番：尾上 春樹 6番：告宮 幸一

7番：塚本 壽 8番：山田 和治 10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

9番：寺本 真理子

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 3番：松岡 哲治

4番：矢野 解光 5番：田口 宗一 6番：下崎 省一

7番：宮島 正文 8番：坂口 恵美子 9番：藤井 雅史

10番：小崎 良一 11番：木川 保 12番：一川 清

14番：草野 義雄 15番：淵上 米作

（欠席：1名）

13番：西村 隆

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之 事務局次長：福田 鉄也

係 長：大浪 和典 主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第2 報告第14号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

日程第3 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第31号 農用地利用集積計画の審議について

日程第6 議案第32号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか
否かの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和5年第7回芦北町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>また、9番の〇〇委員から欠席報告があがっており、〇〇推進委員からは連絡があっておりません。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、5番の〇〇委員、7番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第13号、農地法第18条第6項による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので報告するものです。これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第13号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしとのことですので、報告第13号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第14号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第14号、農地法施行規則第53条の規定による届出（5条関係許可不要転用届）について。</p> <p>農地法施行規則第53条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用の目的は、携帯電話無線基地局の設置です。</p> <p>2番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用の目的は、携帯電話無線基地局の設置です。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第14号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第14号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の1ページ及び2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、湯浦駅の北東側、約800mの場所を含めた合計16筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は柑橘が栽培されており、管理も適切になされ、今後も引き続き柑橘の栽培を行い、適正に管理するという事です。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は病気等により、当該農地の耕作管理ができないため、後継者である譲受人に譲り渡す。譲受人は、父から当該農地を譲り受け、適正に管理する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、平生入口バス停の西側、約30mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は梅及び桃が栽培されており、管理も適切になされ、今後も引き続き栽培を行い、適正に管理するという事です。</p> <p>総会資料の5ページをお願いします。</p>

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は県外に在住しており、当該農地の耕作管理ができないため、親族である譲受人に譲り渡す。譲受人は、譲渡人の要望もあり、当該農地を譲り受け、適正に管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、矢櫃橋の南側、約100mの場所です。

現地確認ですが、申請地は令和2年7月豪雨災害において被災しており、農地復旧がなされていきました。

総会資料の7ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は労力不足により、当該農地の耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、経営する会社の隣にあり、耕作管理が行いやすい当該農地を譲り受け、適正に管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、横居木公民館の南東側、約300mの場所です。

現地確認ですが、申請地は水稻が栽培されており、管理も適切になされ、今後も引き続き水稻の栽培を行い、適正に管理するということです。

総会資料の9ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は労力不足により、当該農地の耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、農業経営規模拡大のため、当該農地を譲り受け、適正に管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

	<p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、岩屋川内公民館の南側、約200mの場所を含めた合計3筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は休耕地となっていますが、今後は粟をはじめ、野菜等の栽培を行い、適正に管理するということです。</p> <p>総会資料の11ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は病気等により、当該農地の耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、自宅近くで管理しやすいことから当該農地を譲り受け、適正に管理する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件のうち、大字湯浦と大字宮崎の部分についてを2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>譲渡人と譲受人は親子でして、譲受人が専業で柑橘を栽培します。</p> <p>なんら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局、〇〇委員から説明がありましたとおり、なんら問題ないと思われますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>次に、1番の案件のうち、大字豊岡の部分についてを4番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>きれいに管理されており、なんら問題ないと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員から説明がありましたとおり、なんら問題ないと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>次に、2番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>きれいに管理されており、なんら問題ないと思います。</p>

	よろしく申し上げます。
議長	担当地区の〇〇推進委員から申し上げます。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員から説明がありましたとおり、なんら問題ないと思われま すのでよろしく申し上げます。
議長	次に、3番の案件を7番の〇〇委員に申し上げます。
〇〇委員	事務局からの説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。
議長	担当地区の〇〇推進委員に申し上げます。
〇〇推進委員	なんら問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。
議長	次に4番の案件については、私が担当委員ですので、説明いたします。 横居木地区は一部は水田作付けがありませんでしたが、その他は水田に作付け がありましたので、なんら問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。 担当地区の〇〇推進委員から申し上げます。
〇〇推進委員	事務局と議長が言われたとおり、なんら問題ないと思われまますのでよろしく 申し上げます。
議長	次に、5番の案件を8番の〇〇委員に申し上げます。
〇〇委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおりなんら問題ないと思われまますの でよろしく申し上げます。
議長	担当地区の〇〇推進委員から申し上げます。
〇〇推進委員	当日は、雨が降っておりまして、行きませんでした。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第29号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第29号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第29号については、原案のとおり決定 しました。 次に、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」 を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の5ページをお願いします。 議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会

	<p>の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、通路です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。</p> <p>総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、小田浦福祉センターの南側、約150mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地周辺には住宅が多く建築されており、隣接する農地は存在せず、影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の13ページをお願いします。配置図になります。</p> <p>雨水などの排水も適切に処理されており、問題ないと感じました。</p> <p>農地の広がり、当該地に接する農地はありませんので、なしとしています。</p> <p>総会資料の14ページをお願いします。</p> <p>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。</p> <p>●申請理由及び代替の可能性ですが、申請人は、公道から宅地への進入路が狭小なため、許可を得ずに申請地を平成19年ころ舗装し、通路として利用していたが、今回所有権移転を行う際に、その通路が農地であったことが判明し、今回申請するもので、農地法に不案内なため転用申請を怠っていたとの始末書が添付されています。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を1番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の説明のとおり、なんら問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局の説明通りなんら問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p>

	<p>議案第30号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>議案第30号について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第30号については、原案のとおり決定 しました。</p> <p>次に、議案第31号「農用地利用集積計画の審議について」を議題としま す。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第31号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地 利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるもので す。</p> <p>賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載 のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考 欄のとおりです。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄 のとおりです。</p> <p>3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の9年8カ月です。 賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>使用賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は 記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は野菜で、設定期間は新規設定の2年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第31号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用賃借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第32号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第32号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>総会資料の15ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「芦北太陽光発電所」の南東側、約1,200mの場所です。</p> <p>総会資料の16ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。写真のとおり、現況は雑木等が生い茂り、山林化しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、雑木等が生い茂り、森林の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	事務局からの説明が終わりました。

	<p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 1 0 番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局から説明通りです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>女島の方から繋がっている広域林道となっています。 奥に家が建ててありますが誰も住んでおられません。 あとは、事務局と〇〇委員の説明のとおりです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。 議案第 3 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>